

春日井市開発行為等に関する指導要綱に基づく基準 新旧対照表

現行	改正案
<p><u>第3 指導要綱第7条第2項の規定に基づく基準は、戸建分譲、宅地分譲とも開発事業区域面積の区分により次のとおりとする。</u></p> <p><u>1 0.3 ヘクタール未満 有効面積 140 平方メートル以上</u></p> <p><u>2 0.3 ヘクタール以上 有効面積 160 平方メートル以上</u> <u>(全体区画数の2割を超えない区画については、140 平方メートル以上とすることができる。)</u></p> <p><u>3 5.0 ヘクタール以上 (新規開発) 指導要綱第7条の基準適用</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第4 指導要綱第8条ただし書の規定に基づく基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 開発事業地の前面道路が、通り抜けのできるそれぞれ4メートル以上の道路の交差点の間又は開発事業地の接道部分を含めて 100 メートル以上の間は、その前面道路の幅員が4メートル以上 (セットバック道路を除く。) で平均6メートル以上あり、その間に学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第1条に規定する学校 (大学及び高等専門学校を除く。)、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 16 号) 第7条に規定する児童福祉施設又は老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 15 条に規定する老人福祉施設がない場合</u></p> <p><u>(2) 道路幅員が4メートル以上 (セットバック道路及び袋路状の道路を除く。) の道路に2面以上接しており、その開発事業地の車両の出入口がそれぞれの道路に通り抜けて2か所以上設けられた場合</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第5 指導要綱第9条第1項ただし書の市長がやむを得ないと認める場合は、次の書面を敷地外駐車場の報告書に添付し提出した場合作とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場の位置図 (当該建築物の敷地から駐車場までの距離のわかるもの)</u></p> <p><u>(2) 配置図</u></p> <p><u>(3) 土地登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し (契約更新の規定があるもの) 等</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第6 (略)</u></p>	<p><u>第3 (略)</u></p>

<p>第7 (略)</p> <p>第8 指導要綱第30条第3項の規定に基づく基準は、次のとおりとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第9 指導要綱第41条の規定に基づく工事完了届に次の写真を添付すること。</p> <p>(1) 建物全景－1部</p> <p>(2) 駐車場全景(敷地外駐車場を含む。) －1部</p> <p>(3) ごみステーション(表示板付)－各 1部(遠景、近景)</p> <p>(4) 植樹－2部</p> <p>(5) 交通安全施設等－1部</p>	<p>第4 (略)</p> <p>第5 指導要綱第30条3項の規定に基づく基準は、次のとおりとする。<u>ただし、計画の内容等により市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p>(削除)</p>
---	--

附 則
この基準は、令和6年4月1日から施行する。